

先進医療の新規届出技術について
(届出状況/11月受理分)

受理番号	技術名	適応症等	申請医療機関	先進医療の内容	医薬品・医療機器等情報	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分に係る一部負担金	先進医療A又はB (事務局案)	受理日 ※3
074	膵癌腹膜転移に対するS-1+パクリタキセル経静脈腹腔内投与併用療法	初回治療予定の他臓器に遠隔転移のない腹膜転移を伴う膵癌	関西医科大学 附属病院	別紙1-1	別紙1-2	81万9千円 (19コース投与の場合)	88万2千円 (19コース投与の場合)	37万8千円 (19コース投与の場合)	先進医療B	H28.11.9
075	治癒切除後小腸腺癌に対する術後化学療法	治癒切除後病理学的Stage I/II/III 小腸腺癌	国立がん研究センター中央病院 (国家戦略特区)	別紙2-1	別紙2-2	174万8千円 (8コース投与の場合。 うち、薬剤費 171万8千円 は企業負担であり、患者負担は3万円)	63万7千円 (8コース投与の場合)	27万3千円 (8コース投与の場合)	先進医療B	H28.11.14

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として15日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】

○ 先進医療A

1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)

2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの

(1) 未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術

(2) 未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)

4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、

当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。